

平成25年度 国民健康保険料の計算方法(12カ月分)

保険料は前年度から据え置きました。

保険料 = 医療分保険料 + 支援分保険料 + 介護分保険料

支援分とは…0～74歳までの人で、後期高齢者医療制度を支える保険料

介護分とは…40～64歳までの人で、介護保険制度を支える保険料（65歳以上の人の介護保険料は国民健康保険料とは別徴収）

種別	医療分	支援分	介護分
所得割額(金額は下記参照)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
均等割額(1人あたり)	23,520円	8,040円	7,320円
平等割額(1世帯あたり)	※21,840円	※6,960円	4,680円
合計	医療分保険料	支援分保険料	介護分保険料
最高限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※国の制度改正の影響を受け、平等割額を調整（医療分〈前年度－120円〉、支援分〈前年度＋120円〉）しています

所得割額の計算

（平成24年1月1日から12月31日までの総所得金額など）－基礎控除額33万円

医療分料率9.4% = Ⓐ

支援分料率3.4% = Ⓑ

介護分料率2.7% = Ⓒ

【所得の例】

- ・給与所得……………給与収入－給与所得控除
- ・公的年金等雑所得…公的年金等収入－公的年金等控除
- ・その他の所得……………収入－必要経費

保険料の減額制度

①世帯の総所得が基準額を下回る世帯

【対象】世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得合計額等（基礎控除前）が国の定める基準額（右記のA・B参照）以下の世帯。ただしB表に該当する場合、特定同一世帯所属者の所得を含みます

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保被保険者の資格を喪失した人で、世帯主（継続して世帯主である人）と継続して同一の世帯に属する人

【内容】均等割額と平等割額を軽減（右表のとおり）
※収入状況が不明な人がいる世帯主は、所得申告書（国保・年金課〈市役所別館3階〉・支所にあり）を必ず提出してください

A	軽減割合	軽減基準所得
通常の世帯	8割	33万円以下
	6割	33万円＋（世帯主を除く国保加入者数×24万5,000円）以下
	2割	33万円＋（国保加入者数×35万円）以下
B	軽減割合	軽減基準所得
後期高齢者医療制度へ移行した人がいる世帯	8割	33万円以下
	6割	33万円＋【（世帯主を除く国保加入者数＋世帯主を除く特定同一世帯所属者数）×24万5,000円】以下
	2割	33万円＋【（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）×35万円】以下

②失業した人

【対象】倒産や解雇などで本人の意思と関係なく職を失った国保加入者（加入予定者を含む）で次の全てに該当する人▶離職日が平成21年3月31日以降▶離職日に65歳未満▶雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11.12.21.22.23.31.32.33.34」のいずれか

【内容】離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、失業者の前年の給与所得のみを100分の30に減額し保険料を算定
※届け出（雇用保険受給資格者証の両面コピー添付）が必要です

③後期高齢者医療制度への移行した人がいる世帯

平等割額の軽減（8年間）

【対象】国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が1人になった世帯
【内容】医療分と支援分の平等割額が軽減（①の8・6・2割軽減に該当する場合は、軽減後の平等割額が軽減になります）

扶養家族の減免（当分の間）

【対象】職場などの健康保険（国保組合は除く）の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに国保に加入する65～74歳までの扶養家族
【内容】▶所得割額免除▶均等割額半額（①の8割・6割軽減該当者を除く）▶平等割額半額（世帯全員が対象者の場合のみ。①の8割・6割軽減該当者を除く）
※申請が必要です

国民健康保険のお問い合わせは、国保・年金課の下記担当へ（ファクスは共通934-2631）

- ◎保険料（料金・特別徴収）は、賦課担当☎948-6365・6366・6367
- ◎保険証交付・加入するとき、やめるときなどは、資格担当☎948-6363
- ◎納付（支払）証明や口座振替は、総務・医療制度担当☎948-6376
- ◎保険給付（高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など）は、給付担当☎948-6361
- ◎保険料の支払いは、収納担当☎948-6368・6377・6864
- ◎保健事業は、医療制度担当☎948-6375

所得申告書を提出しましょう

保険料は加入者の前年の所得から計算します。正しい保険料計算のため、国保加入者が属する世帯の世帯主は所得申告書（国保・年金課〈市役所別館3階〉・支所にあり）を提出しましょう。

【対象】▶年末調整、確定申告などをしていない人▶遺族年金または障害年金を受給している人

